

入により処理する。

① 現行上限料金に110/108を乗じる。なお、この場合の現行上限料金は、前回の消費税率引き上げに伴い認可された上限料金の端数処理前の値（1銭単位。単位未満は四捨五入。）とすることができる。

② 消費税率5%時の上限料金からその5/105に相当する額を控除した税抜き上限料金に110/100を乗じる。

### (5) 消費税引上げ率に見合う増収率とするための調整

① 上記(1)から(4)までの処理を行った結果による増収率が、消費税引上げ率を上回る又は下回ることが見込まれる場合は、普通運賃、回数券、定期券及び料金の改定率のバランスに配慮しつつ、事業全体として増収率が110/108の範囲内となるよう調整（以下「過不足調整」という。）を行う（※1）ものとする。

（※1）実際には運賃ブロック単位ごとに増収率が110/108の範囲内となるよう調整を行う。

② ①の過不足調整に当たっては、普通運賃において、利用割合が相当程度を占める運賃帯（※2）を端数処理の結果、据え置くこととなることに伴い、事業全体として110/108の増収率の確保が困難となることを見込まれる場合にあっては、公平な転嫁の観点から踏まえて遠距離利用者に過大な負担が生じる事態を回避することを目的として、事業全体の増収率が110/108の範囲内となることを前提に、当該運賃帯について、110/108を上回って引き上げること（110/108を上回る引き上げ率による賃率とすることを含む。）を認めることとする。

（※2）260円以下が該当するものとする。

③ ①の増収率の確認及び過不足調整は、別表①増収率算定表及び別表②増収率調整表により行うものとする。

## 4. 実施運賃・料金の設定変更届出

### (1) 認可を受けた改定上限運賃・料金の範囲内で設定する実施運賃・料金の届出

上記2.により改定上限運賃・料金の変更認可を受けた場合には、当該認可を受けた改定上限運賃・料金の範囲内で、新たな実施運賃・料金の設定変更届出を行うものとする（様式2参照）。ただし、当該届出により設定する新たな運賃・料金については、現行の設定運賃・料金からの引上げ率を消費税引上げ率の範囲内（※3）として算出するものとする。

（※3）上記3.（5）の過不足調整に伴い110/108を上回る場合を除く。

### (2) 届出運賃・料金に係る設定変更

高速バス運賃及び協議運賃等の届出運賃・料金について、消費税率引き上げ分の転嫁を行う場合は、原則として、次のいずれかの方法により算出（原則として10円未満の端数は四捨五入により処理する。）した運賃・料金について届出を行うものとする。ただし、協議運賃・料金の改定については、当該協議運賃・料金の合意に係る地域公共交通会議等の決定に基づくものとし、必要に応じて所要の手続きを行うものとする。

① 現行届出運賃・料金に110/108を乗じる。

② 消費税率5%時の届出運賃・料金からその5/105に相当する額を控除した税

# 平成27年10月運行開始に係る協議証明書

平成27年7月7日

中国運輸局長 様

## 道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる 協議が調っていることの証明書

平成27年6月29日付け倉吉市地域公共交通会議において、下記の事項に関し、協議が調ったことを証明する。

### 記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

- ・路線名 横田線（新設）

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

- ・運行系統 倉吉営業所～倉吉パークスクエア・市役所打吹公園入口～久米中学校前

3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

- ・運賃の種類 普通旅客運賃
- ・運賃の額 別紙運賃表のとおり
- ・適用方法 日ノ丸自動車株式会社既認可分を適用

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付する場合には、その条件

- ・特別な条件を付さないため省略

平成27年6月30日

倉吉市地域公共交通会議  
会長 羽根田 真弓





